

謹啓 清秋の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より公明党に対し格別なるご支援を賜り、まことにありがとうございます。

さて、この夏の予算要望ヒアリングにおきまして頂戴いたしましたご要望に対し、県当局から回答がまいりましたので、取り急ぎご送付申し上げます。

私どもといたしましては、今次の回答を精査し、今後の県当局との折衝につなげてまいる所存です。

今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

令和6年10月吉日

公明党神奈川県議会議員団
団長 谷口 和史

回 答 様 式

NO	56-002	要 望 团 体	一般社団法人神奈川県 調理師連合会	局名	健康医療局
----	--------	---------	----------------------	----	-------

件 名	飲食店への調理師の必置義務について
要 望 旨	<p>調理師法は、昭和33年制定後逐次改正され、昭和56年の一部改正では、飲食物を提供する施設ごとに調理師を置くよう努めなければならないとされたが、未だ努力規定にとどまっている。</p> <p>現在の制度では、飲食物の調理・製造等を行う施設は、食品衛生責任者を設置することが義務付けられているが、短時間の講習のみで資格が与えられている。</p> <p>食中毒の発生や薬物中毒事件、偽装表示事件など消費者の食に対する信頼が揺らぐ中、食の安心・安全の確保が課題であり、調理の業務に従事する調理師の役割が重要になっていることから、飲食物を提供する一定規模以上の施設における調理師の必置の義務化、及び調理師免許取得後の定期的な講習受講を義務化すること及び免許の更新を要望する。</p>
	<p>食品衛生責任者は、従前国のガイドラインを踏まえて都道府県等の条例に基づいて設置されていましたが、平成30年の食品衛生法一部改正により、同法施行規則に新たに「公衆衛生上必要な措置の基準」が規定され、同基準において設置が位置付けられることとなりました。</p> <p>同基準においては、飲食店等の営業者が食品衛生責任者を選任することが規定され、また、食品衛生責任者の資格は、医師、薬剤師、栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者、船舶料理士等のほか、都道府県知事等が指定する講習会などの課程を修了した者でなければならないことが規定されています。</p> <p>また、同基準において、食品衛生責任者は都道府県知事等が行う講習会等を定期的に受講し、食品衛生に関する新たな知見の習得に努めることが規定され、これに基づき各保健福祉事務所等においては、食品衛生責任者を対象とした講習会を必要十分な頻度で行っており、今後も、食品の安心・安全の確保を図ってまいります。</p> <p>また、調理師免許の更新については、現行の調理師法の規定の中で対応するものと考えます。</p>

回 答 様 式

NO	56-001	要 望 团 体	一般社団法人神奈川県 調理師連合会	局名	健康医療局
----	--------	---------	----------------------	----	-------

件 名	調理師試験の実施について
要 望 要 旨	平成20年より指定試験機関による調理師試験の実施が始まり、従来、年2回試験を実施していた都道府県が委託により年1回の実施となっている。神奈川県は年2回の実施としているが、調理師を目指す方々に門戸を開くため、今後も県主体での年2回の調理師試験の実施を要望したい。
	令和6年度の調理師試験については、県直営による年2回の実施を予定しております。 今後の試験の実施回数、実施方法については、近年の出願者数の変動状況、また他の都道府県の動向を踏まえて、適切な方法を検討の上、実施してまいります。